



2024年2月8日

各 位

会 社 名 ITbook ホールディングス株式会社
代 表 者 代 表 取 締 役 社 長 前 俊 守
(コード：1447、東証グロース)
問 合 せ 先 執行役員管理本部長兼CFO 野間 崇
(電話番号：03 - 6770 - 9970)

課徴金についての審判手続き開始決定に対する答弁書の提出について

当社は、2024年1月23日付適時開示「証券取引等監視委員会による課徴金納付命令の勧告および特損失発生についてのお知らせ」で公表しましたとおり、証券取引等監視委員会から内閣総理大臣および金融庁長官に対して、金融庁設置法第20条第1項の規定に基づき、当社に対する1億929万円の課徴金納付命令を発出するよう勧告が行われました。その後、当社は、2024年1月30日付で金融庁長官から審判手続開示決定通知書を受領いたしました。

上記通知書に対して、当社は、本日開催の取締役会において、当該課徴金にかかる事実および納付すべき課徴金の額を認める旨の答弁書を金融庁審判官に提出することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

今後、当社は、金融庁から発出される課徴金納付命令に従い、当該課徴金を納付いたします。なお当社は、2024年3月期第3四半期の連結決算において、当該課徴金相当額を引当処理済であります。

当社は、この度の事態を厳粛に受け止め、引き続き再発防止に取り組むとともに、信頼の回復に努めてまいります。

株主、投資家の皆さまおよび関係者の皆様には、多大なるご迷惑とご心配をお掛けしておりますことを、改めて深くお詫び申し上げます。

以上